

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年12月16日
【会社名】	カメイ株式会社
【英訳名】	KAMEI CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 亀井 文行
【本店の所在の場所】	仙台市青葉区国分町三丁目1番18号
【電話番号】	022(264)6111(大代表)
【事務連絡者氏名】	管理部長 小林 哲也
【最寄りの連絡場所】	仙台市青葉区国分町三丁目1番18号
【電話番号】	022(264)6112
【事務連絡者氏名】	管理部長 小林 哲也
【縦覧に供する場所】	カメイ株式会社岩手支店 (岩手県盛岡市湯沢十六地割15番地34) カメイ株式会社福島支店 (福島県郡山市長者三丁目1番25号) カメイ株式会社東京支店 (東京都港区虎ノ門三丁目18番19号) カメイ株式会社横浜支店 (横浜市金沢区幸浦二丁目14番地1) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) (注) 上記の当社福島支店は、金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜を考慮して、縦覧に供する場所としております。

1【提出理由】

当社の連結子会社である仙台コカ・コーラボトリング株式会社（以下、「仙台コカ・コーラボトリング」という。）は、平成26年12月16日開催の取締役会において、コカ・コーライーストジャパン株式会社（以下、「コカ・コーライーストジャパン」という。）との間で、コカ・コーライーストジャパンを株式交換完全親会社とし、仙台コカ・コーラボトリングを株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」という。）を行うことを決議し、同日付けで両社の間で株式交換契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第14号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出いたします。

2【報告内容】

(1) 連結子会社の商号、本店の所在地及び代表者の氏名

商号 仙台コカ・コーラボトリング株式会社
本店の所在地 宮城県仙台市青葉区一番町二丁目7番12号
代表者の氏名 代表取締役社長 鈴木 恭

(2) 本株式交換の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号 コカ・コーライーストジャパン株式会社
本店の所在地 東京都港区赤坂六丁目1番20号
代表者の氏名 代表取締役社長 カリン・ドラガン
資本金の額 6,499百万円（平成25年12月31日現在）
純資産の額 （単体）204,388百万円（平成25年12月31日現在）
総資産の額 （単体）256,116百万円（平成25年12月31日現在）
事業の内容 清涼飲料の製造及び販売

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

（単体）

事業年度	平成23年12月期	平成24年12月期	平成25年12月期
売上高（百万円）	170,798	171,461	86,193
営業利益（百万円）	2,200	1,726	468
経常利益（百万円）	3,244	2,490	1,410
当期純利益（百万円）	1,731	1,583	520

（注） コカ・コーライーストジャパンの平成23年12月期および平成24年12月期、ならびに平成25年12月期の第1、第2四半期は旧コカ・コーラセントラルジャパン株式会社の業績のみが含まれ、統合後のコカ・コーライーストジャパンの業績は平成25年12月期の第3、第4四半期に含まれております。

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（平成26年6月30日現在）

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
ヨーロピアン リフレッシュメンツ （「常任代理人」日本コカ・コーラ株式会社）	16.90%
日本コカ・コーラ株式会社	13.67%
株式会社千秋社	4.47%
三井物産株式会社 （「常任代理人」資産管理サービス信託銀行株式会社）	4.29%
東洋製罐グループホールディングス株式会社	4.20%

仙台コカ・コーラボトリングとの間の資本関係、人的関係及び取引関係（平成26年12月16日現在）

資本関係	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	仙台コカ・コーラボトリング及びコカ・コーライーストジャパンの間には、相互に製品売買等の取引があります。

(3) 本株式交換の目的

コカ・コーライーストジャパンは、平成25年7月に、関東・東海地域におけるコカ・コーラボトラー4社（コカ・コーラセントラルジャパン株式会社、三国コカ・コーラボトリング株式会社、東京コカ・コーラボトリング株式会社、利根コカ・コーラボトリング株式会社）の経営統合により誕生し、国内で最もダイナミックかつ競争の激しい市場で事業を展開する日本最大のコカ・コーラボトラーとなりました。この統合により、コカ・コーライーストジャパンは、従来各ボトラーが個別に行っていた営業活動、サプライチェーン分野の意思決定、顧客サービス対応等に規模のメリットを活用しつつ、ひとつの組織として迅速かつ効率的に行う体制を構築しました。

一方、仙台コカ・コーラボトリングは、昭和37年の設立以来、宮城県仙台市に本社を置き、宮城県、福島県、及び山形県の3県を事業地域とするコカ・コーラボトラー社として、「地域の発展なくして、当社の成長はあり得ない。社会から信頼される会社をめざし、社会との共栄共存をはかり、感謝と奉仕の精神をもって活動する。」を経営理念に掲げ、社会環境及び経済環境の変化に的確に対応し、地域社会とともに持続的な成長を遂げてまいりました。また、創業50年を迎えた平成24年には、中期5ヵ年計画「Sendai “New Normal” 2016」（SNN2016）を策定し、安定した収益の確保と事業の継続的な発展を目指した様々な施策を戦略的に実施してまいりました。

コカ・コーライーストジャパンと仙台コカ・コーラボトリングは本株式交換による事業統合を行うことで、関東・東日本地域における事業運営の効率化や顧客サービスの強化を促進してまいります。コカ・コーライーストジャパンは平成25年7月1日の発足以来、成長に向けた「One+ロードマップ」の一環として、顧客、消費者、競争環境の変化に機動的に対応できる組織への変革を目指し、事業統合を急速に進めております。ここに仙台コカ・コーラボトリングを迎え入れることで、市場対応の強化や将来の成長に向けた投資の最適化が実現できるものと考えております。

両社はこれまでも、日本コカ・コーラ株式会社とのパートナーシップ及びコカ・コーラボトリングシステムの一員として、相互に連携し、徹底した消費者志向に基づき、変化し続ける市場ニーズに対応し、顧客サービスの改善に取り組んでまいりました。本株式交換による経営統合によって、コカ・コーライーストジャパンと仙台コカ・コーラボトリングは、新たな事業機会を取り込み、厳しい事業環境下においても持続的な成長を実現できる優位な立場に立つことができると考えています。さらに、両社の経営資源を融合し、一体として運営を行うことにより、市場の拡大や東日本地域における経営基盤を強化するとともに、サプライチェーン、顧客サービス、及び組織の最適化により、統合後の両社の企業価値向上に資することになるとの結論に至りました。

(4) 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容その他の本株式交換契約の内容

本株式交換の方法

コカ・コーライーストジャパンを株式交換完全親会社、仙台コカ・コーラボトリングを株式交換完全子会社とする株式交換となります。本株式交換は、コカ・コーライーストジャパンについては、会社法第796条第3項の規定に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続きにより、仙台コカ・コーラボトリングについては、本株式交換契約について株主総会の承認を受けることを予定しております。

本株式交換に係る割当ての内容

	コカ・コーライーストジャパン (株式交換完全親会社)	仙台コカ・コーラボトリング (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当ての内容	1	2.563
本株式交換により交付する株式数	コカ・コーライーストジャパン普通株式：5,781,166株(予定)	

(注1) 株式の割当比率

仙台コカ・コーラボトリングの株式1株に対して、コカ・コーライーストジャパンの株式2.563株を割当交付します。なお、上記株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議のうえ、合意により変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付する株式数

コカ・コーライーストジャパンは、本株式交換に際して、新たにコカ・コーライーストジャパンの普通株式5,781,166株(予定)を発行し、本株式交換によりコカ・コーライーストジャパンが仙台コカ・コーラボトリングの発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)における仙台コカ・コーラボトリングの株主に対し、割当て交付する予定です。なお、仙台コカ・コーラボトリングは本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時までには保有することとなる全ての自己株式(本株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって仙台コカ・コーラボトリングが取得する自己株式を含みます。)を、基準時をもって消却する予定です。本株式交換により割当て交付する株式数については、仙台コカ・コーラボトリングによる自己株式の取得・消却等の理由により今後修正される可能性があります。

その他の本株式交換契約の内容

コカ・コーライーストジャパン及び仙台コカ・コーラボトリングが平成26年12月16日付で締結した本株式交換に係る株式交換契約書の内容については、末尾の別紙をご参照ください。

本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

仙台コカ・コーラボトリングは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

(5) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

算定の基礎

コカ・コーライーストジャパンは、本株式交換の株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、両社から独立した第三者算定機関である野村證券株式会社(以下、「野村證券」という。)に株式交換比率の算定を依頼いたしました。

野村證券は、コカ・コーライーストジャパンについては、同社が株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」という。)に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法(平成26年12月15日を算定基準日として、算定基準日の株価終値および算定基準日から遡る1週間、1ヵ月間、3ヵ月間、および6ヵ月間の終値平均値)を採用して算定を行いました。

仙台コカ・コーラボトリングについては、非上場会社ではあるものの、比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、比較可能な過去の買収事例が複数存在し、類似取引比較法による株式価値の類推が可能であることから類似取引比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下、「DCF法」という。)を、それぞれ採用して算定を行いました。なお、野村證券がDCF法による算定の前提とした仙台コカ・コーラボトリングの利益計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。コカ・コーライーストジャパン株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の各算定方法の算定結果は、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
類似会社比較法	1.40～1.83
類似取引比較法	1.86～2.19
DCF法	2.38～3.19

野村證券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、コカ・コーライーストジャパン、仙台コカ・コーラボトリング及びそれらの関係会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。また、仙台コカ・コーラボトリングの財務予測については、コカ・コーライーストジャパン及び仙台コカ・コーラボトリングにより現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討または作成されたことを前提としております。

算定の経緯

仙台コカ・コーラボトリングは、本株式交換における本株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、両社の財務状況、業績動向、株価推移等を含め総合的に勘案して、コカ・コーライーストジャパンとの間で検討・交渉・協議を行いました。

コカ・コーライーストジャパンは、第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案のうえ、仙台コカ・コーラボトリングとの間で真摯に交渉・協議を行いました。その結果、両社は、上記(4)記載の株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであると判断し、本日開催された両社の取締役会にて本株式交換の株式交換比率を決定し、両社間で本株式交換契約を締結しました。

なお、株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議のうえ合意により変更することがあります。

算定機関の名称並びにコカ・コーライーストジャパン及び仙台コカ・コーラボトリングとの関係

コカ・コーライーストジャパンの第三者算定機関である野村證券は、コカ・コーライーストジャパン及び仙台コカ・コーラボトリングから独立した算定機関であり、コカ・コーライーストジャパン及び仙台コカ・コーラボトリングの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(6) 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	コカ・コーライーストジャパン株式会社
本店の所在地	東京都港区赤坂六丁目1番20号
代表者の氏名	代表取締役社長 カリン・ドラガン
資本金の額	6,499百万円
純資産の額	(単体)現時点では確定しておりません。
総資産の額	(単体)現時点では確定しておりません。
事業の内容	清涼飲料の製造及び販売

以 上

(別紙)

株式交換契約書

平成26年12月16日

コカ・コーライーストジャパン株式会社
仙台コカ・コーラボトリング株式会社

株式交換契約書

コカ・コーライーストジャパン株式会社(以下「甲」という。)及び仙台コカ・コーラボトリング株式会社(以下「乙」という。)は、平成26年12月16日付で、次のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(株式交換)

1. 甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という。)を行い、甲は、乙の発行済株式の全部を取得する。
2. 本株式交換に係る株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所は、次のとおりである。
 - (1) 株式交換完全親会社
商号：コカ・コーライーストジャパン株式会社
住所：東京都港区赤坂六丁目1番20号
 - (2) 株式交換完全子会社
商号：仙台コカ・コーラボトリング株式会社
住所：仙台市青葉区一番町二丁目7番12号

第2条(本株式交換に際して交付する株式及びその割当て)

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」という。)の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主(以下「本割当対象株主」という。)に対し、その所有する乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式の数の合計に2.563を乗じて得られる数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式2.563株を割り当てる。
3. 甲は、前二項に基づき本割当対象株主に対して交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合には、会社法第234条その他関係法令の規定に従い処理する。

第3条(甲の資本金及び準備金の額に関する事項)

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額 0円
- (2) 資本準備金の額 会社計算規則第39条に従い甲が別途定める額
- (3) 利益準備金の額 0円

第4条(乙の自己株式の取扱い)

乙は、本効力発生日(次条にて定義される。)の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時まで、その所有する自己株式(会社法第785条の規定に基づく乙の株主による株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。)の全部を消却する。

第5条(効力発生日)

1. 本株式交換がその効力を生ずる日(以下「本効力発生日」という。)は、平成27年4月1日とする。
2. 本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議の上、会社法第790条に従って、本効力発生日を変更することができる。

第6条（株主総会の承認）

1. 乙は、本効力発生日の前日までに臨時株主総会を開催し、本契約の承認、定款の変更（株券を発行する旨の定め
の廃止）その他本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。但し、本株式交換の手續進行上の必要
性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議の上、本項に定める手續を変更することができる。
2. 甲は、会社法第796条第3項本文の規定により、本契約について同法第795条第1項に定める株主総会の承認を得
ないで本株式交換を行うものとする。但し、同法第796条第4項の規定により、本株式交換に関して甲の株主総会
による本契約の承認が必要となった場合は、甲は、本効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約の承認、
その他本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

第7条（剰余金の配当）

1. 甲及び乙は、平成26年12月31日の最終のそれぞれの株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対
し、それぞれ次の金額を限度として剰余金の配当を行うことができる。
(1) 甲：普通株式1株につき16円、総額1,950,383,648円
(2) 乙：普通株式1株につき110円、総額248,118,750円
2. 甲及び乙は、前項に定める場合を除き、本契約締結後、本効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を
行ってはならない。

第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後本効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもって、それぞれ通常の業務
執行の方法・範囲で自らの業務執行並びに財産の管理及び運営を行い、本契約において別途定めるものを除き、その
財産状態、経営成績、事業若しくは権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為又は本株式交換の実行に重大な
影響を及ぼすおそれのある行為を行おうとする場合には、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行う。

第9条（本契約の変更及び解除）

本契約締結日から本効力発生日の前日までの間に、甲又は乙のいずれかの財産状態、経営成績、事業、権利義務そ
の他の状況に重大な影響を及ぼす事象その他本株式交換の実行に重大な影響を及ぼす事象が判明又は発生した場合に
は、甲及び乙は、相互に協議し合意の上、本契約を変更し又は解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、以下の各号のいずれかに該当する場合、その効力を失う。

- (1) 本効力発生日の前日までの間に、第6条第1項に定める乙の株主総会の承認、又は、第6条第2項但書に該当
する場合の甲の株主総会の承認が得られない場合。
- (2) 本効力発生日の前日までの間に、法令上本株式交換に関して要求される関係官庁の承認等（もしあれば）が得
られないことが客観的に明らかとなったとき。
- (3) 前条の規定に基づいて本契約が解除されたとき。

第11条（準拠法及び合意管轄裁判所）

本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたとき
は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲乙協議の上、これを定める。

以下、余白

本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成26年12月16日

- 甲 東京都港区赤坂六丁目 1 番20号
コカ・コーライーストジャパン株式会社
代表取締役社長 カリン・ドラガン

- 乙 宮城県仙台市青葉区一番町二丁目 7 番12号
仙台コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長 鈴木 恭